

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 四 五^{ページ}

指定介護機関の廃止の届出

(同) 四 八

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 四 九

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 四 一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 四 一 一

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 四 一 一

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 四 二 二

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 四 二 二

基本測量の実施

(用地課) 四 二 二

平成二十三年度における地籍調査に関する事業計画の変更

(都市政策課) 四 二 三

土地改良区役員の退任

(可茂農林事務所) 四 二 四

告 示

岐阜県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

第 二 千 二 百 八 十 二 号

平 成 二 十 三 年 九 月 十 三 日

(火曜日)

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	訪問看護	横山産院	各務原市蘇原瑞穂町二六〇一	平成二三・五・二〇
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	居宅療養管理指導	横山産院	各務原市蘇原瑞穂町二六〇一	同
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	介護予防訪問看護	横山産院	各務原市蘇原瑞穂町二六〇一	同
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	介護予防居宅療養管理指導	横山クリニック	各務原市那加北洞町一四一四	同
有限会社ワオン	羽島市上中町中五二一	居宅介護支援	わおん介護支援センター	羽島市上中町中五九三	同
坂義経	本巣郡北方町春來町三〇三 一〇三 ジーニアス 五〇五	訪問看護	きらり皮フ科クリニック	本巣郡北方町柱本一九七一	同
株式会社あくていぶ	羽島郡笠松町門間四六二	通所介護	あくていぶデイサービスセンター	羽島郡笠松町門間四六二	同
株式会社あくていぶ	羽島郡笠松町門間四六二	介護予防通所介護	あくていぶデイサービスセンター	羽島郡笠松町門間四六二	同
三井浩美	山県市梅原六二三 ンハイツ一〇三号	訪問看護	みかさ訪問看護ステーション	山県市梅原六二三 ンハイツ一〇三号	同
三井浩美	山県市梅原六二三 ンハイツ一〇三号	介護予防訪問看護	みかさ訪問看護ステーション	山県市梅原六二三 ンハイツ一〇三号	同
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	訪問看護	横山クリニック	各務原市那加北洞町一四一四	平成二三・六・一
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	居宅療養管理指導	横山クリニック	各務原市那加北洞町一四一四	同
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	介護予防訪問看護	横山クリニック	各務原市那加北洞町一四一四	同
医療法人社団のぞみ会	各務原市那加北洞町一四一四	介護予防居宅療養管理指導	横山クリニック	各務原市那加北洞町一四一四	同

株式会社 ウィズ	七	多治見市滝呂町一四七	介護予防 訪問介護	そ	ふ	と	ケ	ア	七	多治見市滝呂町一四七	同	
医療法人社団 穂隆会		瑞穂市別府二二九七	訪問看護	吉				科		瑞穂市別府二二九七	同	
医療法人社団 穂隆会		瑞穂市別府二二九七	訪問リハ ピリテー ション	吉				科		瑞穂市別府二二九七	同	
医療法人社団 穂隆会		瑞穂市別府二二九七	居宅療養 管理指導	吉				科		瑞穂市別府二二九七	同	
医療法人社団 穂隆会		瑞穂市別府二二九七	介護予防 訪問看護	吉				科		瑞穂市別府二二九七	同	
医療法人社団 穂隆会		瑞穂市別府二二九七	介護予防 訪問リハ ピリテー ション	吉				科		瑞穂市別府二二九七	同	
医療法人社団 穂隆会		瑞穂市別府二二九七	介護予防 居宅療養 管理指導	吉				科		瑞穂市別府二二九七	同	
岐 阜 県 告 示 第 四 百 九 十 一 号												
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃												
止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。												
平成二十三年九月十三日												
岐阜県知事 古 田 肇												
居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	指定居宅介護事業所等の名 の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 の所在地	指定居宅介護事業所等 の所在地	廃 止 年 月 日						
医療法人 人生仁会	高山市国府町村山三三 五五	高山市国府町村山三三 五五	訪問看護	高山市国府町村山三三 五五	高山市国府町村山三三 五五	平成二三・五・一						
医療法人 人生仁会	高山市国府町村山三三 五五	高山市国府町村山三三 五五	介護予防 訪問看護	高山市国府町村山三三 五五	高山市国府町村山三三 五五	同						
医療法人 人生仁会	高山市国府町村山三三	高山市国府町村山三三	訪問看護	高山市国府町村山三三	高山市国府町村山三三	同						

五五	五五	五五
医療法人 生仁会	高山市国府町村山三三	同
訪問看護	須田病院	同

岐阜県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サビスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
-------------	---------------------	--------	---------------	----------------	-------

新 特定・特別医療法人博愛会	不破郡垂井町三二二〇番地の四二	通所リハビリテーション	介護老人保健施設あいかわ	不破郡垂井町府中一九三三番地の一	平成二三・五・二三
----------------	-----------------	-------------	--------------	------------------	-----------

旧 医療法人博愛会	不破郡垂井町府中一九二八番地三	短期入所療養介護	医療法人博愛会老人保健施設あいかわ	不破郡垂井町府中一九三三番地の一	同
-----------	-----------------	----------	-------------------	------------------	---

新 特定・特別医療法人博愛会	不破郡垂井町三二二〇番地の四二	介護老人保健施設	介護老人保健施設あいかわ	不破郡垂井町府中一九三三番地の一	同
----------------	-----------------	----------	--------------	------------------	---

旧 医療法人博愛会	不破郡垂井町府中一九二八番地三	介護老人保健施設	医療法人博愛会老人保健施設あいかわ	不破郡垂井町府中一九三三番地の一	同
-----------	-----------------	----------	-------------------	------------------	---

新 特定・特別医療法人博愛会	不破郡垂井町三二二〇番地の四二	介護老人保健施設	介護老人保健施設あいかわ	不破郡垂井町府中一九三三番地の一	同
----------------	-----------------	----------	--------------	------------------	---

旧 特定医療法人博愛会	不破郡垂井町府中一九二八番地三	医療法人博愛会老人保健施設あいかわ	医療法人博愛会老人保健施設あいかわ	不破郡垂井町府中一九三三番地の一	同
-------------	-----------------	-------------------	-------------------	------------------	---

新 そふとケア	多治見市滝呂町一四七	通所介護	株式会社ウイズ	多治見市滝呂町一四七	平成二三・六・一
---------	------------	------	---------	------------	----------

旧 デイサービスそふと	多治見市滝呂町一四七	通所介護	株式会社ウイズ	多治見市滝呂町一四七	平成二三・六・一
-------------	------------	------	---------	------------	----------

新 そふとケア 多治見市滝呂町一四 介護予防 株式会社ウイズ
 七 通所介護

旧 デイサービスそふと

多治見市滝呂町一四 同

岐阜県告示第四百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

学校法人 豊田学園

二 事業の種類

岐阜保健短期大学及び岐阜保健短期大学医療専門学校駐車場増設事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県岐阜市東鶉二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、学校法人である豊田学園が事業主体となり、岐阜県岐阜市東鶉二丁目地内に岐阜保健短期大学及び岐阜保健短期大学医療専門学校（以下「同学園」という。）の駐車場を整備するものであり、法第二十一条に該当すると認められる。
 したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、既に理事会において本件事業の実施を承認するとともに財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。
 したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

同学園は、岐阜県内屈指の総合医療専門教育機関として、進展する高齢化社会の要望に応えるために、広く地域社会における二十一世紀型チーム医療の推進に向けて、高度かつきめ細かな専門教育を受けた看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、はり師、きゅう師、柔道整復師の育成指導を図っている。

また、同学園では、学外実習が必修科目となっており、病院、老人福祉施設、訪問看護ステーション等約九十施設での「臨地実習」を学生が行っている。

しかしながら、同学園は岐阜市南部の郊外に位置するため、運行経路からみて、路線バスを利用できない臨地実習先施設が多数あり、その結果、臨地実習先施設への交通手段として、学生は自家用車での通学を余儀なくされている。そのため、駐車スペースの確保が必要であるが、現有駐車場施設は全て埋まって満杯状態であり、さらに平成二十四年度においても学科の新設が予定されており、学生数が増加することが確実であるため、このままでは、臨地実習教育に支障を来す等の恐れがある。

本件事業の完成により、臨地実習先施設への交通手段として、学生の自家用車利用に支障がなくなると考えられる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認

められる。
(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。
(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、同学園周辺の三案について、社会的条件、経済的条件、技術的条件から総合的に検討した結果、本起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、駐車場不足を解消する必要があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岐阜市役所行政課

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十三年八月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人思い出の絵本展

三代 表 者 の 氏 名 永瀬 守

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町向町三丁目八番一号

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の子ども達に対して、本を読む楽しさを伝え、たくさんの本に出会うことで親子のふれあいを深めるための支援に関する事業を行い、絵本を手がかりに温かい人間関係、ぬくもりのある子育てを支援すること子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
スマイル薬局よしちゅう店	岐阜市葭町二丁目一番一	精神通院	平成三・九・一
中部薬品郡上市市民病院前薬局	郡上市八幡町島谷字古川一五二二の一	精神通院	平成三・九・一
ウタカ薬局各務原市役所前	各務原市那加住吉町一一一	精神通院	平成三・九・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
ピノキオ薬局池田店	揖斐郡池田町池野字深池道上七番六	精神通院	平成三・八・一
クオール薬局加茂店	美濃加茂市古井町下古井二六九	精神通院	平成三・八・一
クオール薬局美濃店	美濃加茂市古井町下古井二五五八の二三	精神通院	平成三・八・一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年九月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十三年八月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

(仮称)オークワ安八店

安八郡安八町大明神字楢ノ木二二番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年五月一日

五 店舗面積

一、七四七平方メートル

六 駐車場の収容台数

一三三台

七 荷さばき施設の面積

五六平方メートル

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

下呂市		恵那市				中津川市				
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前					
下呂市馬瀬川上、馬瀬西村、馬瀬名丸、馬瀬数河、野尻、金山町福来、御厩野、小坂町長瀬及び小坂町大島の一部	下呂市小川、萩原町羽根及び萩原町桜洞の一部	下呂市小川、萩原町羽根及び萩原町桜洞の一部	恵那市山岡町田代の一部	恵那市大井町、三郷町野井、三郷町椋実、武並町藤、笠置町河合、飯地町、岩村町飯羽間、山岡町原、明智町吉良見、明智町大田、串原及び上矢作町の一部	恵那市大井町、三郷町野井、三郷町椋実、武並町藤、笠置町河合、飯地町、岩村町飯羽間、山岡町原、明智町吉良見、明智町大田、串原及び上矢作町の一部	中津川市阿木及び加子母の一部	中津川市中津川、坂下、付知町及び下野の一部	中津川市中津川、坂下、付知町及び下野の一部	岐州市島田中町、島田東町、鍵屋西町、鍵屋中町、都通及び桜通の一部	通、加納丸之内及び加納矢場町の一部
平成二三・九・一三から 同二四・三・三二まで	平成二三・四・二二から 同二四・三・三二まで	平成二三・四・二二から 同二四・三・三二まで	平成二三・九・一三から 同二四・三・三二まで	平成二三・四・二二から 同二四・三・三二まで	平成二三・四・二二から 同二四・三・三二まで	平成二三・九・一三から 同二四・三・三二まで	平成二三・四・二二から 同二四・三・三二まで	平成二三・四・二二から 同二四・三・三二まで	平成二三・九・一三から 同二四・三・三二まで	

土地改良区役員の内及及び加納矢場町の一部

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住居	所
可児土地改良区	平成二二・七・二六	監事	太田 豊	可児市下恵土	二八四六番地一

平成二十三年九月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一

岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター